

国家戦略特区ワーキンググループヒアリング（議事録）

(開催要領)

1 日時 平成 26 年 5 月 22 日（木）9:31～9:56

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<有識者>

飯田 哲也 In Control Legal Support Services 代表

<事務局>

川本 正一郎 内閣官房地域活性化統合事務局長

富屋 誠一郎 内閣官房地域活性化統合事務局局長代理

藤原 豊 内閣官房地域活性化統合事務局次長

松藤 保孝 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

宇野 善昌 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

<関係部局>

宮国 永明 内閣官房日本経済再生総合事務局参事官

湯本 晃久 内閣府規制改革推進室企画官

高橋 淳 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）参事官

(議事次第)

1 開会

2 議事 保育について

3 閉会

○藤原次長 それでは、定刻を過ぎておりますので、ワーキンググループを始めさせていただきます。

原委員が間もなくお越しになると思いますが、スタートさせていただきます。

本日は、飯田哲也様にお出でいただいております。先週月曜日に行いました特区の諮問会議で民間議員のほうから御提案もございました、社会福祉法人、学校法人と株式会社のイコールフッティングという中で、特に社会福祉法人、保育の関係での知見をお持ちということで、内閣府のほうからも御推薦いただきまして、本日おいでいただきました。保育

のみならず、外国人一般についても大変御知見がおありになるということですので、その点も含めて、特にインターナショナルの保育所の関係でのお話をメインに頂戴したいと思っております。

八田座長にマイクを渡す前に、内閣府から御推薦について一言お願いします。

○高橋参事官 私どもは高度外国人の受入れ推進ということでやっておりまして、本件は高度外国人材の受入れについて、どこにボトルネックがあるだろうかということを調査しているなかで、経済産業省の産業人材政策を担当している方から、インターナショナル保育園という問題があるというお話を聞き、飯田様を御紹介いただきました。飯田様から、さらに実際に保育の現場を御紹介いただき、白金のインターナショナル保育園の現場も見せていただきました。今まで政府の中で論点として必ずしも認識されていなかったところであり、おそらく皆さんもどんな話だろうかとお考えかと思いますので、1回つぶさにこの件について、まさに現場を見てこられた飯田様からお話を聞きいただいて、色々と御議論をいただければと思っております。

○藤原次長 そうしましたら、始めさせていただきますけれども、一応ワーキンググループは原則公開でやらせていただいているのですが、資料と議事録は公開の扱いでよろしくおございますでしょうか。

○飯田氏 大丈夫です。

○藤原次長 分かりました。

八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 早朝からお越しくださいまして、どうもありがとうございました。

それでは、早速最先端のお話を伺いたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○飯田氏 承知しました。

まず、今、お話をいただきました、インターナショナル保育園あるいはインターナショナル幼稚園でもあるのですけれども、それがどういうものかと申しますと、これはいわゆる有名なアメリカンスクールとかブリティッシュスクールのようなちゃんと認可を受けた外国人向けの小学校、中学校とは全く別のものでございまして、普通に民間人、特に主に日本に住んでいる外国人が運営をしていることが多いのですが、そういう方々が個人で開設をしている保育所で、学齢前の子どもたち、幼稚園相当の子からもっと小さい子どもまでを預かって、かつ、教育をしております。お子さんも基本的には皆さん日本に駐在をしているエクスパットの方々の子弟が中心で、あとは日本に住んでいる外国人のお子さんに対して教育と保育を行っている施設であります。

こういう施設は、基本的に法的には認可外保育施設という名称で呼ばれております。つまり、認可を得ていない、国側のほうからは認められていない施設ということで、基本的には自由に開設してよい。ただ、一応自治体の御指導で都庁等に届出をして、本日の資料でお渡ししております「認可外保育施設指導監督基準」というものを遵守しなければいけないということになっております。

本日申し上げたいこととしては、基準なのですが、基本的にこの基準をお作りになったときは、多分日本人向けの普通の保育所を念頭に置かれてこれを作られていると思います。と申しますのは、お配りした資料の1枚目一番最初「1 保育に従事する者の数及び資格」の（2）に保育に従事する者のおおむね3分の1以上は保育士または看護師でないといけないというものがあります。この基準を満たさないと、この基準を満たしたことにならないという取扱いを今、受けております。

ところが、今、私が申しました外国人向けの保育施設あるいは幼稚園については、この基準を満たすというのは事実上不可能であります。と申しますのは、保育士、看護師は当然日本の資格である保育士、看護師で、基本的に外国人が取れるような資格ではないです。仮に保育士、看護師の資格を持っていらっしゃる外国人がいらっしゃるとすれば、それはおそらくほとんど生まれたときから、あるいは子供のころから日本で生まれ育っているような、日本語のネイティブスピーカーと変わらないような方々がほとんどであろうと思われます。

ところが、今、申し上げたインターナショナル保育園というのは、外国人の子供向けの教育施設ですから、授業は全部英語です。そうすると、先生も基本的には外国人で、日本人であるということはまずありません。仮に日本人の先生であっても、保育所なので、ネイティブスピーカー並みの英語がしゃべれる人ではなく、片言の日本なまりの英語を子供に話していると、英国人とかアメリカ人の子供は自分の国語ができないことになってしまいますので、本当にネイティブ並みの英語をしゃべれる日本人か、あるいはアメリカ人、イギリス人等々の英語のネイティブスピーカーが先生でないと務まらないという学校であります。

○八田座長 濟すみません、話を先に進める前にちょっと伺っておきたいと思います。まず、認可外保育施設を設立する際にも届出をしなければならないですか。

○飯田氏 届出は必要です。

○八田座長 届け出ないとどうなるのですか。

○飯田氏 届出は義務になっています。

○八田座長 届け出ないと罰則は何なのですか。しかも、基準に合っていないと、届け出ていなければいけないわけでしょう。

○飯田氏 届け出なので、基準に合っていないなくても届け出なければいけなくて、届出なので、基準に合っても届出を受理されます。

○八田座長 その基準の実効性は何なのですか。これに合わなかつたらどんな。

○飯田氏 それは自治体の指導の対象となって、指導に従わないときは、最悪の場合は改善命令が出たり、施設への運営の停止命令が出るということになっております。

○八田座長 届出なのに停止命令が出せるわけですか。そうすると、ほとんど認可みたいな話ですね。

○飯田氏 名前は届出ですけれども、私はこの実務をやっていて、許認可と何も変わらな

いと感じております。

○八田座長 なるほど。そうすると、山ほど潜りが出てくるわけですね。情報公開も何もされない世界になっていきますね。

○飯田氏 おっしゃるとおり、そういうことがあるので、インターナショナル保育園で届出をしていないところもたくさんございます。

○八田座長 これは認可、認証のほかの「登録」のような別の名前をつけるべき公の基準であるわけですね。わかりました。

○飯田氏 実質的にはそのようなものだと考えております。

今、申し上げたような事情で、先生の3分の1を日本人の保育士にするのは事実上全く不可能です。実際、保育士を何回も見ていても、英語をしゃべれる方はまずいらっしゃいません。いらっしゃっても、普通にちょっと日本人としては英語がうまい程度のものでございました。なので、この人員を確保するのは全く不可能で、また、それにもかかわらず、この基準を無理やり満たそうとして、英語がうまくない保育士を入れると危険ですらある。要するに、非常事態があったときに言葉が通じない保育士がいても意味がないどころか、危険なのではないかと思います。

そこで、この基準が、別にこれがダメというわけではないのですけれども、外国人向けの学校には全く実態にそぐわない基準でありまして、これを外国人向けの保育所あるいは幼稚園的な施設についてはちょっと違う基準を立てていただきくなり、例外的にその基準を設けないようにしていただくなりをしていただかないといふことになります。

今、八田先生からお話がありましたけれども、基準を満たせないとどうなるかと言いますと、実際に今、都庁のウェブサイトに基準を満たしていないという形で公開されます。届出をしますと、基本的に都庁の方が1年に1回ぐらい立入検査に見えまして、この基準を満たしているかというのをABC判定をされていかれるのですが、その採点の結果が現在、東京都のウェブサイトに公開されております。

そうすると、インターナショナル保育園は、保育士以外のものは、清潔な環境とか、場所が十分広いこととか、もっともな、安全とか衛生面の合理的な基準ですので、仮にそこら辺をちゃんと満たしていても、保育士のところだけどうしても満たせないので、そのところにバツがつけられた形で公開をされてしまっている。そうすると、それを父兄を見て、これはどうなっているのだという問い合わせを受けたりして、運営者としては非常に困っているという実態がございます。

○八田座長 途中ですみません。情報公開に際しては、総合点だけが公開されているですか。

○飯田氏 中身が全部公開されております。

○八田座長 項目ごとに。それから、ほかは全部オーケーで、ここの看護師のところだけ満たしていないということは分かるわけですね。

○飯田氏 おっしゃるとおりでございます。

あとは、基準を満たしていないことで、一つはバツをつけられて公開されているというネガティブなイメージを持たれてしまうというのが、まず問題点の1点目。

もう一つは、実際は基準を全て満たしますと、もう一部お配りした資料の「認可外保育施設の利用料」というものがありますけれども、保育料、保育園の学費には基本的には消費税はかからないのですが、認可外保育施設については基本的には保育料に消費税がかかることがあります。ただし、例外的に基準を全て満たしているという証明書をいただけたときには、保育料に消費税がからなくなる。これはメリットですね。

ですが、結局、その特典を享受することができない。ここも父兄からよく問い合わせを受けるところで、ほかの日本人向けの普通の保育園は保育料に消費税がかからないのに、何でインターナショナルスクールには消費税がかかっているのかということを非常に言われておりますし、そういうところでもインターナショナル保育園の運営者は困っているところでございます。

今の話は基準の話なのですから、もう一つは、ちょっと話がずれるのですが、そもそも認可外保育施設という名前自体が運営者から見ると問題でして、つまり、日本人であれば認可外保育施設というのは何となくイメージを持ってわかっていますので、認可外だから必ずしもダメな学校ではないという意識を持っていると思うのですが、インターナショナル保育園の父兄から見ると、認可外保育園を、英語でノン・オーソライズド・スクールというのか、ノン・サーティファイド・スクールというのか、そういうふうに説明をすることになりますが、そうすると、あなたの学校はこんなにしっかりした学校のように、実はオーソライズされていないのですかということを言われることになるのです。

実際にはこういう届出が求められておりまして、施設面とか衛生面で都庁等の指導を受けて、ちゃんとした学校をつくっているにもかかわらず、認可外、ノン・サーティファイド・スクールという名はちょっとひど過ぎると。しかも、事情を御存じない外国人の父兄から見ると、何で自分たちはベストの学校に入れられないで、ノン・サーティファイの学校しか日本にはないのだということになってしまいます。

実際にはちゃんと自治体の御指導とか監督を受けているわけですから、もうちょっとといい、せめて届出済み施設とか、登録済みとか何かそういう名前にでもしていただければ、それだけでも随分インターナショナルスクールのイメージが変わるものではないかと思います。

今日、私が申し上げたいことは以上になります。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問ありませんか。

そうすると、具体的に、英語をしゃべる看護師さんとかは大体用意しておられるのですかね。日本の看護師資格を持っていないけれども、外国の看護師資格は持っているという人達ですか。

○飯田氏 実際には、先生の大半は本国の大学でアーリーエデュケーションを専攻して学士号を持っているとか、幼児心理学の専攻をしていたり、あとは実務経験者が多いです。というのは、看護師というか、保育士の制度が、必ずしも外国に日本と同じようなものがないものですから、外国で保育に従事されている方は必ずしも国家資格としての保育士をお持ちの方ばかりではないという事情はあります。

○八田座長 イギリスでは美容師も床屋も国家資格はないです。店の責任でやっていますからね。

そうすると、日本でそういう登録をするときに、外国での経験とかを伺うということは。

○飯田氏 代替案として海外で同等の資格ですとか実務経験をもって、何かこういう基準を作っていただければいいと思います。

○原委員 すみません、私、ちょっと遅れてしまって、最初を聞き落としたかもしれませんけれども、指導監督基準は東京都のですね。

○飯田氏 そうです。ただ、他の自治体でも大体同じようなものがございます。

○原委員 これは東京都で先ほどの3分の1とか、そういうところを変えようとすれば変えられるのですか。それか、厚生労働省が何か共通基準を。

○飯田氏 厚生労働省がこれとこういう基準を作っていましたから、事実上それをコピー、全く同じものを使っていらっしゃると理解しております。

○原委員 厚生労働省が出しているものというのはどこかに何かモデル基準のようなものが公表されているのですか。

○飯田氏 今日持ってきておりませんけれども、ウェブサイトに載っておりました。

○原委員 ただ、それはあくまでもモデルとして提示しているだけであって。

○飯田氏 これは都が定めたという建前にはなっておりません。ただ、全国で中身が違う自治体は見たことがありませんので、事実上厚生労働省が作ったものが全国で通用していると思います。

○宮国参事官 確かこれは厚生労働省の通知の形で定めているもので、全国通有のものとお聞きしています。

それと、法的効果なのですけれども、これは指導監督基準という名前なのですが、おそらく元々の経緯は消費税非課税措置のために、認可保育所以外の保育施設に対する消費税非課税措置を講じるために、どこの認可外保育施設までラインを引くのかという基準として作られた経緯があると聞いたことがあります。

○八田座長 そうすると、基本的には財務省と厚生労働省との折衝でこの基準が決まっていくだろうということですね。

○宮国参事官 別途、財務省と厚生労働省で作っている税制上の省令があって、そこでこの基準を満たす保育施設については非課税措置を講ずるというような規定があるということです。

○八田座長 保育園も全部課税にしておけば問題はないですね。例外にするから問題にな

る。

○飯田氏 おっしゃるとおり、何で他の学校は払っていないのにうちだけというようなことで、ここにクレームが来ます。

○八田座長 やるなら全部統一しないとね。すごい弊害が起きる例ですね。

○原委員 今、届出をなさっていて、この基準を満たしていないと税金はかかる。

○飯田氏 消費税はかかります。おっしゃるとおりです。

○八田座長 これは基本的には従来の認可保育園、認証保育園のほかに、登録保育園あるいは届出保育園というカテゴリを作つて、その外が登録外保育園として消費税を払うと、そういうことにすればいいわけだけれども、ここの登録保育園については、外国人のための場合には、外国人学校のように、日本のカリキュラムでなくてもそれなりに特殊学校として認めてもらいたいということですね。

○飯田氏 そうですね。もっとも、都庁から御指導いただいているところでは、まず基本的に届出というのは全てが子供を親の監督から離して、自己の支配下において管理をするような業務を行う人は、いわゆるベビーホテルであっても、一律全て届出の対象とする。それは子供の安全のためだと思うのですが、なので、今のように、例外を全くそこについては認めなくともよいかと思います。それは子供の安全という大義名分がちゃんとありますので、そういうことをする方は一律届出なり登録をしなさいという形にしていただく。

今、潜りがたくさんあるのですけれども、むしろそれを排除するような形にしていただいたほうがいいのではないか。

○八田座長 情報公開させたほうがいいですね。

○飯田氏 おっしゃるとおりだと思います。

○八田座長 そうすると、届出以外のは認めないけれども、届出の中に、もっと非課税措置と課税措置のカテゴリが要るということですね。

○飯田氏 それはやむを得ないかなと思います。

○原委員 課税措置は消費税と、あと法人税はどうなるのでしょうか。

○宮国参事官 私は法人税は聞いたことがないです。

○八田座長 事業所得の所得税はかかるわけですかね。ただやっていない小さなところは。要するにきちんと届けていない、いい加減にやっているところ。

○富屋局長代理 ちなみに法人になるのですか。

○飯田氏 運営者は個人で、個人事業のところからもありますし、法人のときは株式会社とか合同会社とか、そういう普通の事業会社です。

○富屋局長代理 学校法人とかそういうものではなくて。

○飯田氏 違います。

○富屋局長代理 株式会社として法人税がかかるか、個人の事業として個人所得税がかかるか。

○飯田氏 現状ではそうですね。

○八田座長 これはこういう登録外でも当然法人で経営することは、やろうと思えばできる。

○飯田氏 そうですね。

○原委員 社福法人でもしこういうのをやられれば、税はかかるないのでしょう。

○飯田氏 そうなるかとは思いますけれども、ただ、実態としてインターナショナル保育園というのは、本当に日本に住んでいらっしゃる外国人個人の方が始めるような、例えば、児童の数が、小さいところだと20～30人ぐらいのところから、多くても100～200人で、かなり小ぢんまりした感じでやられているので、基本的に各種学校になるとか、その他大きな法人、認可を受けるようなレベルの学校ではないのです。元々外国人向けなので、そんなに児童数がいるわけではございません。

○原委員 小規模だから社福法人で。

○飯田氏 なれるような規模の事業ではない。

○原委員 だから、消費税ということだけが実質的に問題なわけですね。

○飯田氏 そうですね。

○八田座長 全て登録にさせるべきで、登録以外は排除する。しかし、登録すればきちんとした情報公開を義務づけるだけでやっていいと。その中で、非課税特権があるものとのものを中で区別しようと。そのときにこれが要る。

しかし、おそらく登録のときに最低限の衛生の基準などは要るのかもしれないですね。でも、情報公開だけで、少なくとも出発点は済むということかな。

どうぞ。

○川本局長 一つ、外国人向けのこういう保育所のニーズは今、具体的にどれぐらいあるのですか。

○飯田氏 要するに、日本に在留をしている、海外の大企業からグローバル企業の日本子会社支店に赴任をしてきている駐在の子供です。

○川本局長 分かるのですけれども、どれぐらいこういうのがあるのですか。御存じないですか。

○飯田氏 具体的な数としては申し上げられませんけれども、要するに在留外国人の中で子供がいる年齢の方々の。

○川本局長 対象は分かったのですが、何人ぐらいで、何箇所ぐらいこういうところがあるのかなと思ったのですが、それは分からぬのですか。

○飯田氏 それは分からぬです。

○川本局長 あと、補助はないのですね。

○飯田氏 補助はないのです。これも同じ理由です。基準を満たせないからです。

○川本局長 基準を満たすと補助があるのですか。

○飯田氏 そこについて、ちょっと私は把握はしていないのですが。

○川本局長 確か無認可保育所でも金が出ているところがあって。

○飯田氏 そういうことを考えられると聞いていますけれども、そこまで私は具体的には知りません。

○八田座長 例えば、後で話が出るかもしれないけれども、杉並だとベビーホテルにも補助金が出てきます。幼児の頭数に応じてです。

○川本局長 出ていますね。だから、補助基準になっている可能性はあるということですか。

○八田座長 やはり税理なのではないですか。消費税分とやったのでしょうか。

○高橋参事官 ちょっと100%はわからないのですけれども、ここは保育士が3分の1以上いなくてはいけないとなっているわけですが、東京都の認証保育園というのは、調べた限りでは6割というところに認証のラインがあって、これを満たしていると都の補助金の対象になります。

ただ、6割から3分の1までの間は都の補助金は原則出でないはずです。区が上乗せして何かやっていたら分からないです。

したがって、そこについては税だけということになる。ざっくりそんな理解です。

○八田座長 したがって、数は届け出られているところで調べれば分かるはずですね。ウェブで出ているはずですから。私の経験でも、政策研究大学院大学の日本人の先生で子供をインターナショナル保育園にやってる人がいます。御夫婦とも海外生活が長い方たちです。実は北九州の私の研究所にも、福岡のそういう保育園にやっている研究員がいます。ものすごくニーズは高いと思いますよ。身近なところだけれどもね。

他に御質問とかはありますか。よろしいですか。

それでは、メッセージが非常に明確に分かりました。どうもありがとうございました。

○飯田氏 ありがとうございました。